

1 介護保険給付対象サービス

通所介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。
原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

内 容		金 額【1割負担の場合】		
介 護 保 険 対 象	利用料 (5時間以上6時間未満)	要介護1 655円	要介護2 773円	要介護3 893円
		要介護4 1,010円		要介護5 1,130円
	サービス提供体制強化加算	(I) 22円/回		(II) 18円/回
	科学的介護推進体勢加算	40円/月		
	入浴介助加算 (I)	40円/回		
	生活機能向上連携加算	(I) 100円/月		(II) 200円/月
	送迎減算	(片道) △47円		
	感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合(基本報酬に加算)	(所定単位数の) 3.0%		
	介護職員処遇改善加算(合計金額に加算)	(I) 5.9%		
	介護職員等特定処遇改善加算(合計金額に加算)	(I) 1.2%		

・新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乗せしたものを請求します。

2 介護保険給付対象外サービス

介 護 保 険 対 象 外	食費	(昼食) 690円
	行事食(希望者に対し昼食代にプラス)	(税込) 363円
	キャンセル料(食材費)※当日キャンセルの場合	690円
	紙おむつ・はくパンツ (1枚につき)	76円
	パット (1枚につき)	20円
	ビッグパット (1枚につき)	30円
	日用生活費 (シャンプー・エプロン・清拭タオル)	22円
	教養娯楽費 (1日につき)	55円
	通常事業実施地域を越えて行う送迎に要する費用 (1キロにつき)	(税込) 22円

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所介護利用料金説明書

(令和3年4月1日現在)

1. 基本料金及び加算

利用料金は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。
原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。
事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに応じて要支援1又は要支援2の料金になります。

内 容		料 金【1割負担の場合】(1月につき)	
基本 料 金 及 び 加 算	利用料	要支援1及び要支援1と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	1,672円
		要支援2及び要支援2と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	3,428円
	サービス提供体制強化加算	要支援1及び要支援1と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	(I)88円 (II)72円
		要支援2及び要支援2と同程度のサービスが必要とされた事業対象者	(I)176円 (II)144円
	生活機能向上グループ活動加算		100円
	生活機能向上連携加算(II)1		200円
	科学的介護推進体制加算		40円
	介護職員処遇改善加算(合計金額に加算)	(I)5.9%	
	介護職員等特定処遇改善加算	(I)1.2%	

・新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乗せしたものを請求します。

2. その他の料金

そ の 他 の 料 金	食費	(昼食)690円
	行事食(希望者に対し昼食代にプラス)	(税込)363円
	キャンセル料(食材費)※当日キャンセルの場合	690円
	紙おむつ・はくパンツ(1枚につき)	76円
	パット(1枚につき)	20円
	ビッグパット(1枚につき)	30円
	日常生活費(シャンプー・エプロン・清拭タオル)	22円
	教養娯楽費(1日につき)	55円
	通常事業実施地域を越えて行う送迎に要する費用(1キロにつき)	(税込)22円